

定期監査結果報告書

平成 1 8 監査年度 第 1 回

(平成 18 年 10 月 ~ 平成 19 年 3 月執行分)

監査実施機関

知事部局所管の現地機関	3 8 機関
・健康福祉本部現地機関	1 8 機関
・農林水産商工本部現地機関	5 機関
・県土づくり本部現地機関	1 5 機関
教育委員会所管の教育機関等	5 9 機関
公安委員会所管の警察署	1 0 機関
合 計	1 0 7 機関

佐 賀 県 監 査 委 員

目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査実施期間	1
2	監査実施機関	1
3	監査の着眼点	1
第 2	監査の結果	3
1	監査結果の概要	3
2	重要な指摘事項	3
3	その他指摘事項・検討を要する事項	6
4	監査対象機関ごとの監査結果	13
	健康福祉本部 現地機関	13
	農林水産商工本部 現地機関	18
	県土づくり本部 現地機関	19
	教育機関所管の教育機関	28
	公安委員会所管の現地機関	43
	用語の解説	46

第1 監査の概要

地方自治法第199条第4項の規定による定期監査を実施したが、その状況は次のとおりである。

1 監査実施期間

平成18年10月～平成19年3月執行分

2 監査実施機関

知事部局所管の現地機関	38機関
教育委員会所管の教育機関等	59機関
公安委員会所管の警察署	10機関

3 監査の着眼点

平成18年度の予算執行を中心に、次の事項について重点的に監査を実施した。

- (1) 全般的事項
事務事業は、その本来の目的に即応し、かつ計画的に運営管理されているか
- (2) 旅費関係
旅費事務システム及び職員申請システムの入力及び決定は適正か
- (3) 歳入関係
調定の時期は適切か
収入未済額の実態把握、督促等は適切か
- (4) 歳出関係
支出負担行為が遅延しているものはないか
- (5) 契約関係
契約の方法及び履行確認は適正か
 - ・ 随意契約の理由は適正か
 - ・ 履行確認は適正か

(6) 工事関係

設計変更の理由、時期及び金額は適正か
工期設定、施工方法、施工管理等は適正か
検査は適正か

(7) 財産関係

備品の管理は適正か
・ 備品で未利用となっているものはないか
・ 備品の現物確認は出来ているか
債権の管理は適正か

用語の解説については、46 ページから 47 ページを参照

第2 監査の結果

1 監査の結果の概要

監査の結果、各機関における予算の経理、財産の管理など財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、総括的にはおおむね適正に処理されていると認められた。

しかしながら、一部において、次に述べるように指摘事項及び検討事項が認められたので、所管課に対し是正又は改善を要する旨の通知を行った。

このほか、軽易な事項については、監査の折りに現地で指導した。

今後とも事務の執行等に当たっては、関係法令等を遵守し、適正な執行に努められたい。

(単位：件)

区分	予算	給与・旅費	収入	支出	契約	工事の執行	補助金	財産	その他	計
重要な指摘事項	1	0	1	5	1	49	0	0	1	58
その他指摘事項	9	7	36	10	41	49	0	51	5	208
検討を要する事項	1	0	0	0	7	1	0	2	1	12
合計	11	7	37	15	49	99	0	53	7	278

2 重要な指摘事項

【健康福祉本部現地機関】

- (1) 工事請負契約において、契約保証がなされていないものがあった。
(佐賀コロニー)

事業名	佐賀コロニー住居棟アスベスト除去工事
請負金額	10,363,500円
契約保証金等の額	当該契約に係る金額の百分の十以上に相当する額

【県土づくり本部現地機関】

- (1) 公共下水道施設整備平成 17 年度県負担金で、予算額を超えて確認書を締結しているものがあった。(鳥栖土木事務所)

事業名 鳥栖流通業務団地整備事業における公共下水道施設整備負担金

(当初締結分)

確認書締結日 平成 17 年 4 月 27 日

確認書締結額 36,540,000 円

予算額 24,115,000 円

(確認書締結時)

(変更締結分)

確認書締結日 平成 18 年 3 月 13 日

確認書締結額 107,000,000 円

予算額 24,115,000 円

(確認書締結時)

- (2) 支出負担行為を行っていないものがあった。(鳥栖土木事務所)

事業名 鳥栖流通業務団地整備事業における公共下水道施設整備負担金

支出負担行為 平成 18 年 4 月 1 日

すべき年月日

確認書締結額 43,910,200 円

- (3) 支出負担行為で、遅延しているものがあった。(鳥栖土木事務所)

事業名 鳥栖流通業務団地整備事業における公共下水道施設整備負担金

支出負担行為 平成 17 年 4 月 27 日

すべき年月日

(確認書締結年月日)

支出負担行為月 平成 18 年 3 月

確認書締結額 36,540,000 円

(伊万里土木事務所)

事業名 伊万里港七ツ島コンテナクレーン用発電機エンジン修繕

支出負担行為 平成 18 年 6 月 28 日

すべき年月日

(契約年月日)

支出負担行為月 平成 18 年 10 月

契約額 3,381,000 円

(武雄土木事務所)

事業名	広域基幹河川改修(通常)工事 (基幹通常 第0612000-004号)
支出負担行為 すべき年月日 (契約年月日)	平成18年4月1日
支出負担行為月	平成18年11月
契約額	3,570,000円

(武雄土木事務所)

事業名	広域基幹河川改修(通常)工事 (基幹通常 第0612000-005号)
支出負担行為 すべき年月日 (契約年月日)	平成18年4月20日
支出負担行為月	平成18年11月
契約額	4,053,000円

(4) 工事で、契約額を超えて施工させているものがあつた。

(武雄土木事務所)

事業名	国道498号他道路維持修繕工事
契約額	33,164,250円
支払いを要する額	36,050,700円
未払額	2,886,450円

(5) 工事の執行で、過大積算相当額を返還させず、翌年度別途工事で施工させているものがあつた。

(伊万里農林事務所)

事業名	平成17年度県営ため池等整備事業日南郷 地区第1工事
過大積算額 (直接工事費)	65,087円

(6) 平成17年度工事において、年度末時点で未完成であつたにもかかわらず、当該年度内に完成したのものとして工事代金が支払われているものがあつた。

(機関数 13 機関 件数 47 件)

(佐賀中部農林事務所)	件数 1 件
(鳥栖農林事務所)	件数 1 件
(唐津農林事務所)	件数 4 件
(伊万里農林事務所)	件数 1 件
(武雄農林事務所)	件数 6 件

(佐賀土木事務所)	件数 6 件
(神埼土木事務所)	件数 8 件
(鳥栖土木事務所)	件数 1 件
(唐津土木事務所)	件数 6 件
(伊万里土木事務所)	件数 6 件
(武雄土木事務所)	件数 3 件
(鹿島土木事務所)	件数 3 件
(西部地区ダム事務所)	件数 1 件

なお、指摘内容の詳細は、別表(10ページから12ページ)のとおり。

【教育委員会所管の教育機関等】

- (1) 証紙収入報告書の記載金額を誤ったため、証紙特別会計決算に過誤を生じたものがあった。(鹿島高等学校)

事 項 名	事務手数料		
平成 18 年 1 月分	(正) 25,940 円	(誤)	94,150 円
平成 18 年 2 月分	(正) 8,400 円	(誤)	102,550 円

- (2) 委託事業で、任意団体が不適正な経理処理により備品を購入しているにも関わらず、適正なものとして額の確定等の処理を行っているものがあった。(嬉野高等学校)

事 業 名	平成 17 年度ハイスクールプランニング 21 事業
契 約 額	745,000 円
うち備品購入金額	49,930 円

3 その他指摘事項・検討を要する事項

- (1) 予算関係 (10 件)
- 債務負担行為で適正でないもの
 - 消耗品の執行が年度末に集中しているもの
 - 工事の合併施工で、それぞれの工事内容区分が不明確なもの
 - 補正予算措置を講ぜず、予算を流用したもの
 - 研究助成金を県費収入にしていないもの
 - 中学校費で執行すべきものを高等学校費で執行したもの
 - 学校建設費で執行すべきものを全日制高等学校費で執行したものの
 - 中学校職員のみで構成される委員会に事業委託したものの
 - 県立中学校における委託事業の執行で検討を要するもの
 - 歳入科目及び収入目標額を通知していないもの

(2) 給与、旅費関係 (7件)

各種認定簿等の整理で適正でないもの
「通勤手当」、「扶養手当」の認定で適正でないもの
「住居手当」、「通勤手当」で返納を要するもの
時間外勤務手当を支給すべきものを週休日の振替えを行っていたもの

(3) 収入関係 (36件)

収入の調定が遅延しているもの
収入の調定が漏れているもの
領収書の発行で適正でないもの
道路占用許可の事務手続きが遅延し、徴収額が少なくなったもの
河川占用料の延滞金の算定を誤っていたもの
道路占用料の算定で運用通知の適用を誤っていたもの
戻出命令書に戻出請求書又は戻出額計算書がないもの
行政財産の使用許可に伴う管理費が徴収されていないもの
理療科治療代の単価決定の手続きがないもの
生産物の販売で価格を誤って販売したもの
授業料の減免で適正でないもの
現金出納簿の記入がないもの
収入未済があるもの

(4) 支出関係 (10件)

支出負担行為で遅延しているもの
電気料で支出年度区分を誤っているもの

(5) 契約関係 (48件)

事前承認がなされていないもの
予定価格調書で適正でないもの
工事内訳書の未提出者が落札者となっているもの
入札書(見積書)の記載事項で適正でないもの
入札に関する取扱で適正でないもの
契約書に契約者の押印がないもの
契約書の条文で不備があるもの
物件移転検収日が実際と異なっているもの
物件移転検収日が確認できないもの
委託業務の履行確認で適正でないもの
委託業務で事業報告書及び収支決算書の提出がないもの
契約事務に関し適正でないもの
委託業務で検査結果の通知がなされていないもの
生産物の販売委託契約書を作成していないもの

契約事務で支出負担行為を作成していないもの
委任出納員への協議がもれていたもの
委託完了業務に応じた支払いで検討を要するもの
予定価格調書の算定根拠となる資料で検討を要するもの
随意契約の方法で検討を要するもの
委託業務の業者選定で検討を要するもの

(6) 工事の執行関係 (50件)

工事の事前調査が不十分なもの
工事の管理事務で適正でないもの
工事費の積算で誤りがあるもの
工事検査日が確認できないもの
工事完了検査が年度内に実施されなかったもの
工事完了の成工認定の手続きがされていないもの
工事の執行に関し検討を要するもの(施工歩掛の見直し)

(7) 財産関係 (53件)

物品の引継の手続きがされていないもの
物品の不用及び処分の手続きを取っていないもの
公用車の廃止手続きが遅れていたもの
港湾施設用地に許可なく建物が建てられているもの
行政財産使用許可に係る債権整理簿を作成していないもの
行政財産使用許可整理簿を作成していないもの
土地台帳の記載で誤りがあるもの
物品の現品が確認できないもの
委託業務作成物品が備品出納・管理簿に記載されていないもの
美術工芸品が備品出納・管理簿に記載されていないもの
加除式の法規類が備品出納・管理簿に記載されていないもの
公印が備品出納・管理簿に記載されていないもの
備品札を貼付していないもの
郵便切手の管理で適正でないもの
公用車の異動報告がなされていないもの
工事で設置した工作物を財産管理していないもの
水道の溢水により損失を生じたもの
公用車に損害を与えたもの
物品の活用について検討を要するもの
21 県有財産で盗難にあったもの
22 未利用財産の活用について検討を要するもの
土地で未登記になっているもの

(8) その他 (6件)

勤務の割振りで適正でないもの

文書の保存で適正でないもの

現金の管理で適正でないもの

教育実習費の取扱で検討を要するもの

4 監査対象機関ごとの監査結果

監査機関ごとの監査結果については、13ページから45ページに記載している。

年度未時点工事未完成であったもの

機 関 名	工 事 名	請 負 金 額	契 約 工 期	書 類 上		実 質		成 工 年 月 日
				完 成 年 月 日	検 査 年 月 日	完 成 年 月 日	検 査 年 月 日	
佐賀中部農林事務所	佐賀東部地区県営かんがい排水工事	28,353,150円	平成17年10月19日 ~ 平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年3月28日	平成18年4月8日	平成18年4月20日	平成18年4月25日
鳥栖農林事務所	県営土地改良総合整備事業 上峰地区 第2号工事	20,266,050円	平成17年9月22日 ~ 平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年3月29日	平成18年4月24日	平成18年4月24日	平成18年4月13日
唐津農林事務所	県営中山間地域総合整備事業 相知地区 第6号工事	48,019,650円	平成17年8月23日 ~ 平成18年3月20日	平成18年3月20日	平成18年3月30日	平成18年4月18日	平成18年4月24日	平成18年4月20日
	復旧治山事業 上大谷 第2号工事	18,795,000円	平成18年2月17日 ~ 平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年3月31日	平成18年4月10日	平成18年4月18日	平成18年4月21日
	地すべり防止事業 佐里地区 第2号工事	50,991,150円	平成17年11月4日 ~ 平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年3月31日	平成18年5月10日	平成18年5月17日	平成18年4月24日
	地すべり防止事業 佐里地区 第3号工事	65,520,000円	平成17年11月7日 ~ 平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年3月31日	平成18年4月7日	平成18年4月8日	平成18年4月20日
伊万里農林事務所	県営ため池等整備事業 日南郷地区 第1号工事	34,852,650円	平成17年10月21日 ~ 平成18年3月28日	平成18年3月28日	平成18年3月29日	平成18年4月5日	平成18年4月12日	平成18年4月25日
武雄農林事務所	地盤沈下対策事業 白石平野地区 第6号工事	11,177,250円	平成17年10月25日 ~ 平成18年3月29日	平成18年3月29日	平成18年3月29日	平成18年4月12日	平成18年4月14日	平成18年4月19日
	地盤沈下対策事業 白石平野地区 第7号工事	10,611,300円	平成17年12月21日 ~ 平成18年3月29日	平成18年3月29日	平成18年3月31日	平成18年4月7日	平成18年4月14日	平成18年4月25日
	地盤沈下対策事業 白石平野地区 第8号工事	56,535,150円	平成17年12月8日 ~ 平成18年3月29日	平成18年3月28日	平成18年3月29日	平成18年4月12日	平成18年4月13日	平成18年4月25日
	地盤沈下対策事業 白石平野地区 第10号工事	74,832,450円	平成17年12月9日 ~ 平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年3月28日	平成18年4月12日	平成18年4月14日	平成18年4月25日
	地盤沈下対策事業 白石平野地区 第14号工事	13,965,000円	平成17年12月21日 ~ 平成18年3月29日	平成18年3月29日	平成18年3月31日	平成18年4月5日	平成18年4月14日	平成18年4月25日
	地盤沈下対策事業 白石平野地区 第17号工事	8,900,850円	平成18年2月20日 ~ 平成18年3月28日	平成18年3月28日	平成18年3月29日	平成18年4月10日	平成18年4月13日	平成18年4月25日
佐賀土木事務所	別府牛津停車場線橋りょう保全工事	8,848,350円	平成18年3月2日 ~ 平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年3月31日	平成18年4月28日	平成18年5月26日	平成18年4月24日
	佐賀停車場線他道路局部改良工事	2,829,750円	平成17年8月25日 ~ 平成18年3月22日	平成18年3月22日	平成18年3月31日	平成18年4月21日	平成18年4月21日	平成18年4月25日
	国道323号交通安全施設工事	15,645,000円	平成18年3月2日 ~ 平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年3月31日	平成18年5月12日	平成18年5月31日	平成18年4月24日
	多布施川河川局部改良(合併)工事	10,347,750円	平成18年2月7日 ~ 平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年3月30日	平成18年4月3日	平成18年5月1日	平成18年4月24日
	中通川河川保全工事	10,500,000円	平成17年12月22日 ~ 平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年3月30日	平成18年4月17日	平成18年5月8日	平成18年4月24日
	地藏川河川保全工事	8,818,950円	平成18年2月14日 ~ 平成18年3月15日	平成18年3月15日	平成18年3月27日	平成18年4月11日	平成18年5月11日	平成18年4月24日

機関名	工事名	請負金額	契約工期	書類上		実質		成工年月日	
				完成年月日	検査年月日	完成年月日	検査年月日		
神崎土木事務所	一般県道善振山公園線道路保全(舗装補修)工事(合併)	20,555,850円	平成18年3月15日 ~ 平成18年3月30日	平成18年3月30日	平成18年3月31日	平成18年4月17日	平成18年4月19日	平成18年4月21日	
	国道385号外交通安全施設(2種)工事	5,057,850円	平成18年2月23日 ~ 平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年3月29日	平成18年4月8日	平成18年4月14日	平成18年4月21日	
	国道385号道路改築工事	1,579,200円	平成18年3月13日 ~ 平成18年3月30日	平成18年3月30日	平成18年3月31日	平成18年8月10日	平成18年9月15日	平成18年4月21日	
	井柳川(河川)局部改築工事(合併)	27,529,950円	平成18年1月12日 ~ 平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年3月28日	平成18年8月31日	平成18年9月29日	平成18年4月12日	
	白木川通常砂防(指定)工事(合併)	51,652,650円	平成17年9月29日 ~ 平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年3月31日	平成18年9月22日	平成18年9月28日	平成18年4月20日	
	白木川通常砂防(指定)工事	19,328,400円	平成17年12月15日 ~ 平成18年3月30日	平成18年3月27日	平成18年3月30日	平成18年9月27日	平成18年9月28日	平成18年4月20日	
	吉野ヶ里歴史公園公園整備工事	13,664,700円	平成18年1月26日 ~ 平成18年3月29日	平成18年3月29日	平成18年3月31日	平成18年4月18日	平成18年4月20日	平成18年4月18日	
	吉野ヶ里歴史公園公園整備工事	2,520,000円	平成18年2月27日 ~ 平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年3月31日	平成18年4月14日	平成18年4月18日	平成18年4月18日	
	鳥栖土木事務所	寒水川(河川)局部改築工事	4,137,000円	平成18年2月6日 ~ 平成18年3月15日	平成18年3月15日	平成18年3月27日	平成18年10月14日	平成18年10月17日	平成18年4月25日
	唐津土木事務所	玉島川(広域一般)河川改修(通常)工事	10,905,300円	平成17年11月24日 ~ 平成18年3月30日	平成18年3月30日	平成18年3月30日	平成18年4月10日	平成18年4月14日	平成18年4月12日
横田川(広域一般)河川改修(通常)工事		2,961,000円	平成18年3月6日 ~ 平成18年3月30日	平成18年3月30日	平成18年3月31日	平成18年4月10日	平成18年4月14日	平成18年4月19日	
町田川(総合流域)防災(住宅関連)工事(合併)		1,030,050円	平成18年3月20日 ~ 平成18年3月30日	平成18年3月30日	平成18年3月31日	平成18年4月14日	平成18年4月20日	平成18年4月21日	
五藤田川(河川)局部改築工事		6,786,150円	平成18年2月1日 ~ 平成18年3月30日	平成18年3月30日	平成18年3月31日	平成18年4月2日	平成18年4月7日	平成18年4月19日	
一級河川(中川)他河川保全工事		11,492,250円	平成17年10月28日 ~ 平成18年3月30日	平成18年3月30日	平成18年3月31日	平成18年4月6日	平成18年4月12日	平成18年4月19日	
二級河川(湯川)他河川保全工事		4,208,400円	平成18年1月16日 ~ 平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年3月31日	平成18年4月18日	平成18年4月20日	平成18年4月21日	
伊万里土木事務所	国道204号道路改良(国道)(2B)工事	12,329,100円	平成18年3月24日 ~ 平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年3月30日	平成18年8月30日	平成18年11月1日	平成18年4月20日	
	八谷驛駅前線外1線(地方特定街路)整備工事(005号)	20,386,800円	平成17年12月28日 ~ 平成18年3月20日	平成18年3月20日	平成18年3月30日	平成18年9月6日	平成18年10月13日	平成18年4月21日	
	八谷驛駅前線外1線(地方特定街路)整備工事(006号)	16,776,900円	平成18年2月15日 ~ 平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年3月30日	平成18年6月29日	平成18年10月13日	平成18年4月21日	
	八谷驛駅前線外1線(地方特定街路)整備工事(007号)	15,894,900円	平成18年2月15日 ~ 平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年3月30日	平成18年10月16日	平成18年10月16日	平成18年4月20日	

機関名	工事名	請負金額	契約工期	書類上		実質		成工年月日
				完成年月日	検査年月日	完成年月日	検査年月日	
伊万里土木事務所	伊万里川水辺空間創出工事	11,607,750円	平成18年2月13日 ~ 平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年3月31日	平成18年7月31日	平成18年10月13日	平成18年4月20日
	中木場川外河川局部改築工事	8,786,400円	平成18年2月6日 ~ 平成18年3月27日	平成18年3月27日	平成18年3月29日	平成18年4月10日	平成18年4月11日	平成18年4月17日
武雄土木事務所	白石川(管内一円)河川保全工事	7,507,500円	平成17年11月30日 ~ 平成18年3月28日	平成18年3月28日	平成18年3月31日	平成18年4月17日	平成18年4月24日	平成18年4月21日
	廻里江川(管内一円)他河川保全工事	24,400,950円	平成18年2月3日 ~ 平成18年3月20日	平成18年3月20日	平成18年3月29日	平成18年4月10日	平成18年5月1日	平成18年4月20日
	岩下地区砂防施設整備工事	2,520,000円	平成18年3月7日 ~ 平成18年3月20日	平成18年3月20日	平成18年3月31日	平成18年5月17日	平成18年5月19日	平成18年4月20日
鹿島土木事務所	吉田川河川保全工事	7,883,400円	平成18年2月13日 ~ 平成18年3月24日	平成18年3月24日	平成18年3月28日	平成18年4月28日	平成18年5月1日	平成18年4月7日
	吉田川河川保全工事	4,540,200円	平成18年2月13日 ~ 平成18年3月20日	平成18年3月20日	平成18年3月28日	平成18年4月5日	平成18年4月7日	平成18年4月7日
	嬉野塩田線交通安全施設等整備工事	2,300,550円	平成17年12月19日 ~ 平成18年3月20日	平成18年3月20日	平成18年3月30日	平成18年5月16日	平成18年5月17日	平成18年4月7日
西部地区夕△事務所	中木庭夕△河川総合開発(一般)工事	12,964,350円	平成18年2月1日 ~ 平成18年3月20日	平成18年3月20日	平成18年3月30日	平成18年4月21日	平成18年5月1日	平成18年4月25日
13機関	計 47件							

健康福祉本部 現地機関

機 関 名	佐賀中部保健福祉事務所
監査執行年月日	平成19年 3月12日
監 査 執 行 者	監査委員 松尾隼雄
監 査 の 結 果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>工事入札で、工事費内訳書の未提出者が落札者となっているものがあった。</p> <p>収入未済があった。(生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金)</p> <p>公用車に損害を与えたものがあった。(公用車の事故)</p>

機 関 名	鳥栖保健福祉事務所
監査執行年月日	平成19年 3月 1日
監 査 執 行 者	監査委員 松尾隼雄
監 査 の 結 果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金)</p> <p>工事請負契約書に契約者(所長)の押印がないものがあった。</p>

機 関 名	唐津保健福祉事務所
監査執行年月日	平成19年 3月13日
監 査 執 行 者	監査委員 松尾隼雄
監 査 の 結 果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金)</p> <p>公的通帳を解約したが、残金を長期に亘り保管していたものがあった。</p>

機 関 名	伊万里保健福祉事務所
監査執行年月日	平成19年 3月 8日
監 査 執 行 者	監査委員 松尾隼雄
監 査 の 結 果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>委託業務作成物品が備品出納・管理簿に記載されていないものがあった。</p>

機 関 名	杵藤保健福祉事務所
監査執行年月日	平成19年 3月 2日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(生活保護費返還金、母子寡婦福祉資金貸付金)</p> <p>物品の引継の手續きがされていないものがあった。</p> <p>公用車に損害を与えたものがあった。(公用車の事故)</p>

機 関 名	総合福祉センター
監査執行年月日	平成19年 3月 2日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>収入未済があった。(児童福祉費負担金、社会福祉使用料、雑入)</p> <p>行政財産使用許可に伴う管理費を徴収していないものがあった。</p> <p>委託業務の履行確認で適正でないものがあった。</p>

機 関 名	衛生薬業センター
監査執行年月日	平成19年 3月12日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

機 関 名	日の隈寮
監査執行年月日	平成19年 2月13日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で遅延しているものがあった。</p> <p>美術工芸品が備品出納・管理簿に記載されていないものがあった。</p>

機 関 名	いずみ荘
監査執行年月日	平成19年 2月 8日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	希望の家
監査執行年月日	平成19年 2月13日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>委託契約書で、履行期間の終期、契約金額の記載がないものがあった。</p> <p>生産物売払収入で、領収証書を発行していないものがあった。</p> <p>現金出納簿の記入がないものがあった。</p> <p>戻出命令書に戻出請求書又は戻出額調書が添付されていないものがあった。</p> <p>行政財産使用許可に伴う管理費を徴収していないものがあった。</p> <p>委託業務の履行確認で適正でないものがあった。</p>

機 関 名	春日園
監査執行年月日	平成19年 2月16日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>各種認定簿等の整理で適正でないものがあった。</p> <p>給与事務に関し適正でないものがあった。</p> <p>物品の現品が確認できないものがあった。</p>

機 関 名	九千部学園
監査執行年月日	平成19年 2月15日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	佐賀コロニー
監査執行年月日	平成19年 2月15日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>工事請負契約において、契約保証がなされていないものがあった。</p> <p>収入未済があった。(生産物売払収入)</p> <p>物品の現品が確認できないものがあった。</p> <p>美術工芸品が備品出納・管理簿に記載されていないものがあった。</p>

機 関 名	虹の松原学園
監査執行年月日	平成19年 2月28日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>加除式の法規類が備品出納・管理簿に記載されていないものがあった。</p>

機 関 名	みどり園
監査執行年月日	平成19年 2月13日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>加除式の法規類が備品出納・管理簿に記載されていないものがあった。</p>

機 関 名	総合看護学院
監査執行年月日	平成19年 3月12日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

機 関 名	精神保健福祉センター
監査執行年月日	平成19年 3月13日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	食肉衛生検査所
監査執行年月日	平成19年 2月16日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

農林水産商工本部 現地機関

機 関 名	三神農業改良普及センター
監査執行年月日	平成19年 3月16日
監 査 執 行 者	監査委員 松尾隼雄
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	東松浦農業改良普及センター
監査執行年月日	平成19年 3月16日
監 査 執 行 者	監査委員 中村孝
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	西松浦農業改良普及センター
監査執行年月日	平成19年 3月15日
監 査 執 行 者	監査委員 中村孝
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	杵島農業改良普及センター
監査執行年月日	平成19年 3月13日
監 査 執 行 者	監査委員 中村孝
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	藤津農業改良普及センター
監査執行年月日	平成19年 3月13日
監 査 執 行 者	監査委員 中村孝
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

県土づくり本部 現地機関

機 関 名	佐賀中部農林事務所
監査執行年月日	平成19年 3月15日
監 査 執 行 者	監査委員 松尾隼雄
監 査 の 結 果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>平成17年度工事において、年度末時点で未完成であったにもかかわらず、当該年度内に完成したのものとして工事代金が支払われているものがあった。</p> <p>平成17年度工事において、手直し工事部分が翌年度にずれ込んだにもかかわらず、当該年度内に完成したのものとして工事代金が支払われているものがあった。</p> <p>農林海岸使用料及び林業使用料の調定で遅延しているものがあった。 行政財産使用許可整理簿を作成していないものがあった。 土地台帳の記載誤りがあるものがあった。 行政財産使用許可に係る債権整理簿を作成していないものがあった。 土地で未登記になっているものがあった。</p>

機 関 名	鳥栖農林事務所
監査執行年月日	平成19年 3月16日
監 査 執 行 者	監査委員 松尾隼雄
監 査 の 結 果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>平成17年度工事において、年度末時点で未完成であったにもかかわらず、当該年度内に完成したのものとして工事代金が支払われているものがあった。</p> <p>電気料で支出年度区分を誤っているものがあった。 委託契約書の規定を見直さないまま契約を締結しているものがあった。</p> <p>委託業務で、他にも取扱業者がいるにもかかわらず、一者と随意契約をしているものがあった。 公用車の廃止手続きの遅れで、返戻金が少なくなっているものがあった。</p> <p>加除式の法規類が備品出納・管理簿に記載されていないものがあった。 公用車に損害を与えたものがあった。(公用車の事故) 工事執行に関し、施工歩掛で検討を要するものがあった。</p>

機 関 名	唐津農林事務所
監査執行年月日	平成19年 3月16日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>平成17年度工事において、年度末時点で未完成であったにもかかわらず、当該年度内に完成したのものとして工事代金が支払われているものがあつた。</p> <p>平成17年度工事において、手直し工事部分が翌年度にずれ込んだにもかかわらず、当該年度内に完成したのものとして工事代金が支払われているものがあつた。</p> <p>漁港施設使用料の調定で遅延しているものがあつた。</p> <p>県有財産で盗難にあっているものがあつた。</p> <p>土地で未登記になっているものがあつた。</p>

機 関 名	伊万里農林事務所
監査執行年月日	平成19年 3月15日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>工事の執行で、過大積算額を返還させず、翌年度別途工事で施工させているものがあつた。</p> <p>平成17年度工事において、年度末時点で未完成であったにもかかわらず、当該年度内に完成したのものとして工事代金が支払われているものがあつた。</p> <p>平成17年度工事において、完成検査を年度内に実施すべきであるが、平成18年4月に実施されているものがあつた。</p> <p>入札書に押印された代理人の使用印が、委任状の使用印と異なっているものがあつた。</p> <p>工事費の積算で、過大になっているものがあつた。</p> <p>土地で未登記になっているものがあつた。</p>

機 関 名	武雄農林事務所
監査執行年月日	平成19年 3月13日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>平成17年度工事において、年度末時点で未完成であったにもかかわらず、当該年度内に完成したのものとして工事代金が支払われているものがあつた。</p> <p>平成17年度工事において、手直し工事部分が翌年度にずれ込んだにもかかわらず、当該年度内に完成したのものとして工事代金が支払われているものがあつた。</p> <p>債務負担行為の手続きをしないで契約を締結しているものがあつた。</p> <p>土地で未登記になっているものがあつた。</p>

機 関 名	鹿島農林事務所
監査執行年月日	平成19年 3月13日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>平成17年度工事において、手直し工事部分が翌年度にずれ込んだにもかかわらず、当該年度内に完成したのものとして工事代金が支払われているものがあつた。</p> <p>単年度で契約すべきものが、自動継続の契約内容となっているものがあつた。</p> <p>委託事業の完了検査が定められた期限内に実施されていないものがあつた。</p> <p>委託業務の事前承認の際に、仕様書が添付されていないものがあつた。</p> <p>備品札を貼付していないものがあつた。</p> <p>土地で未登記になっているものがあつた。</p>

機 関 名	佐賀土木事務所
監査執行年月日	平成19年 3月 8日
監 査 執 行 者	監査委員 中 村 孝
監 査 の 結 果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>平成17年度工事において、年度末時点で未完成であったにもかかわらず、当該年度内に完成したのものとして工事代金が支払われているものがあつた。</p> <p>平成17年度工事において、完成検査を年度内に実施すべきであるが、平成18年4月に実施されているものがあつた。</p> <p>通勤手当で返納を要するものがあつた。</p> <p>収入未済があつた。(違約金及び延納利子、河川海岸使用料)</p> <p>長期継続契約で、解約に伴う違約金に関する条文が付されていないものがあつた。</p> <p>委託業務で提出期限を過ぎて見積書を提出した業者と契約締結をしていたものがあつた。</p> <p>工事の事前調査が不十分なものがあつた。</p> <p>物品の現品が確認できないものがあつた。</p> <p>美術工芸品等が備品出納・管理簿に記載されていないものがあつた。</p> <p>歳入科目及び収入目標額を通知していないものがあつた。</p> <p>随意契約の方法で検討を要するものがあつた。</p> <p>土地で未登記になっているものがあつた。</p>

機 関 名	神崎土木事務所
監査執行年月日	平成19年 3月 6日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監 査 の 結 果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>平成17年度工事において、年度末時点で未完成であったにもかかわらず、当該年度内に完成したのものとして工事代金が支払われているものがあつた。</p> <p>平成17年度工事において、完成検査を年度内に実施すべきであるが、平成18年4月に実施されているものがあつた。</p> <p>工事検査日が確認できないものがあつた。</p> <p>物件移転検収日が確認できないものがあつた。</p> <p>収入未済があつた。(違約金及び延納利子)</p> <p>工事起工伺決裁後に当該工事に係る委託契約が行われているものがあつた。</p> <p>加除式の法規類が備品出納・管理簿に記載されていないものがあつた。</p> <p>土地で未登記になっているものがあつた。</p>

機 関 名	鳥栖土木事務所
監査執行年月日	平成19年 3月 1日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>公共下水道施設整備平成17年度県負担金で、予算額を超えて確認書を締結しているものがあった。(当初締結及び変更締結)</p> <p>支出負担行為を行っていないものがあった。</p> <p>支出負担行為で、遅延しているものがあった。</p> <p>平成17年度工事において、年度末時点で未完成であったにもかかわらず、当該年度内に完成したものとして工事代金が支払われているものがあった。</p> <p>債務負担行為の手続きをしないで確認書を締結しているものがあった。</p> <p>補正予算措置を講げず、予算の流用を行っているものがあった。</p> <p>住居手当で返納を要するものがあった。</p> <p>収入未済があった。(違約金及び延納利子、河川海岸使用料、雑入)</p> <p>道路占用料の算定で運用通知の適用を誤っているものがあった。</p> <p>河川占用料の延滞金で算定方法を誤っているものがあった。</p> <p>確認書(契約)の締結で事前承認がなされていないものがあった。</p> <p>委託業務で契約書の規定に反して第三者に再委託しているものがあった。</p> <p>委託業務の業者選定で検討を要するものがあった。</p> <p>土地で未登記になっているものがあった。</p>

機 関 名	唐津土木事務所
監査執行年月日	平成19年 3月 7日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>平成17年度工事において、年度末時点で未完成であったにもかかわらず、当該年度内に完成したものととして工事代金が支払われているものがあつた。</p> <p>平成17年度工事において、完成検査を年度内に実施すべきであるが、平成18年4月に実施されているものがあつた。</p> <p>収入未済があつた。(港湾使用料、土地貸付収入、延滞金、弁償金) 債権整理簿に記入すべき債権で、記入していないものがあつた。</p> <p>予定価格調書の記載誤りがあるものがあつた。</p> <p>港湾施設用地に許可なく建物が建てられているものがあつた。</p> <p>不用物品について処分を要するものがあつた。</p> <p>土地で未登記になっているものがあつた。</p>

機 関 名	伊万里土木事務所
監査執行年月日	平成19年 3月 6日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で、遅延しているものがあつた。</p> <p>平成17年度工事において、年度末時点で未完成であったにもかかわらず、当該年度内に完成したものととして工事代金が支払われているものがあつた。</p> <p>平成17年度工事において、完成検査を年度内に実施すべきであるが、平成18年4月に実施されているものがあつた。</p> <p>港湾使用料の調定で遅延しているものがあつた。</p> <p>収入未済があつた。(港湾使用料、土地貸付収入) 道路占用許可の事務手続きが遅延し、徴収額が少なくなっているものがあつた。</p> <p>物品の現品が確認できないものがあつた。</p> <p>美術工芸品が備品出納・管理簿に記載されていないものがあつた。</p> <p>土地で未登記になっているものがあつた。</p>

機 関 名	武雄土木事務所
監査執行年月日	平成19年 3月 2日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>支出負担行為で、遅延しているものがあった。</p> <p>工事で、契約額を超えて施工させているものがあった。</p> <p>平成17年度工事において、年度末時点で未完成であったにもかかわらず、当該年度内に完成したものとして工事代金が支払われているものがあった。</p> <p>平成17年度工事において、手直し工事部分が翌年度にずれ込んだにもかかわらず、当該年度内に完成したものとして工事代金が支払われているものがあった。</p> <p>平成17年度工事において、完成検査を年度内に実施すべきであるが、平成18年4月に実施されているものがあった。</p> <p>公印が備品出納・管理簿に記載されていないものがあった。</p> <p>土地で未登記になっているものがあった。</p>

機 関 名	鹿島土木事務所
監査執行年月日	平成19年 3月 7日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>平成17年度工事において、年度末時点で未完成であったにもかかわらず、当該年度内に完成したものとして工事代金が支払われているものがあった。</p> <p>工事の合併施工で、それぞれの工事内容区分が不明確なものがあった。</p> <p>公用車の異動報告がなされていないものがあった。</p> <p>土地で未登記になっているものがあった。</p>

機 関 名	西部地区ダム事務所
監査執行年月日	平成19年 2月16日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>平成17年度工事において、年度末時点で未完成であったにもかかわらず、当該年度内に完成したのものとして工事代金が支払われているものがあつた。</p> <p>平成17年度工事において、手直し工事部分が翌年度にずれ込んだにもかかわらず、当該年度内に完成したのものとして工事代金が支払われているものがあつた。</p> <p>工事検査日が確認できないものがあつた。</p> <p>物件移転検収日が確認できないものがあつた。</p> <p>収入未済があつた。(違約金及び延納利子)</p> <p>随意契約の方法で検討を要するものがあつた</p> <p>土地で未登記になっているものがあつた。</p>

機 関 名	佐賀空港管理事務所
監査執行年月日	平成19年 3月12日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>貸付料の調定で遅延しているものがあつた。</p> <p>工事請負契約書に契約者(所長)の押印のないものがあつた。</p>

教育委員会所管の教育機関等

機 関 名	佐城教育事務所
監査執行年月日	平成19年 1月15日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	三神教育事務所
監査執行年月日	平成19年 1月15日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	東松浦教育事務所
監査執行年月日	平成19年 1月11日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	杵西教育事務所
監査執行年月日	平成19年 1月16日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	藤津教育事務所
監査執行年月日	平成19年 1月16日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監 査 の 結 果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	教育センター
監査執行年月日	平成19年 2月 6日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 研究助成金を県費収入にしていないものがあった。

機 関 名	図書館
監査執行年月日	平成19年 2月 5日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 施設使用許可に関する文書を保存していないものがあった。 消耗品の執行が年度末に集中しているものがあった。

機 関 名	博物館・美術館
監査執行年月日	平成19年 2月 6日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 電気料で支出年度区分を誤っているものがあった。 委託完了業務に応じた支払いで契約するよう検討を要するものがあった。

機 関 名	九州陶磁文化館
監査執行年月日	平成19年 2月 8日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 工事完了の成工認定の手続きがされていないものがあった。 郵便切手で需用品等出納・供用簿の記載を誤っているものがあった。

機 関 名	名護屋城博物館
監査執行年月日	平成19年 2月 5日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 委託完了業務に応じた支払いで契約するよう検討を要するものがあった。

機 関 名	佐賀城本丸歴史館
監査執行年月日	平成19年 2月 9日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 電気料で支出年度区分を誤っているものがあった。 委託完了業務に応じた支払いで契約するよう検討を要するものがあった。 予定価格調書の算定根拠となる資料を添付するよう検討を要するものがあった。

機 関 名	佐賀東高等学校
監査執行年月日	平成18年10月10日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	佐賀西高等学校
監査執行年月日	平成18年11月29日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 見積書に代表者印がないものがあった。

機 関 名	佐賀北高等学校
監査執行年月日	平成18年10月11日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	致遠館高等学校
監査執行年月日	平成18年10月13日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	致遠館中学校
監査執行年月日	平成18年10月13日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	唐津東高等学校
監査執行年月日	平成18年12月15日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>委託業務作成物品が備品出納・管理簿に記載されていないものがあった。</p> <p>中学校費で執行すべきものを高等学校費で執行していたものがあった。</p>

機 関 名	唐津東中学校
監査執行年月日	平成18年12月15日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 中学校職員のみで構成される委員会に事業委託したものがあつた。 県立中学校における委託事業の執行で検討を要するものがあつた。

機 関 名	唐津西高等学校
監査執行年月日	平成18年12月20日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 委託業務で検査結果の通知がなされていないものがあつた。

機 関 名	鳥栖高等学校
監査執行年月日	平成18年10月12日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 支出負担行為で遅延しているものがあつた。

機 関 名	伊万里高等学校
監査執行年月日	平成18年12月18日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	武雄高等学校
監査執行年月日	平成18年10月13日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	武雄青陵高等学校
監査執行年月日	平成18年12月15日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 物品の現品が確認できないものがあった。

機 関 名	鹿島高等学校
監査執行年月日	平成18年10月18日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 証紙収入報告書の記載金額を誤ったため、証紙特別会計決算に過誤を生じたものがあった。 電気料、電話料で支出年度区分を誤っているものがあった。

機 関 名	神埼高等学校
監査執行年月日	平成18年11月29日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 根拠なしに他校分も含め委託契約を締結しているものがあった。 美術工芸品が備品出納・管理簿に記載されていないものがあった。

機 関 名	三養基高等学校
監査執行年月日	平成18年10月17日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	小城高等学校
監査執行年月日	平成18年11月30日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 教育実習費を県費収入にしていないものがあった。 領収証書の領収日付印の押印で、適正でないものがあった。

機 関 名	巖木高等学校
監査執行年月日	平成18年12月15日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	唐津青翔高等学校
監査執行年月日	平成18年10月23日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	東松浦高等学校
監査執行年月日	平成18年10月23日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 委託業務で検査結果の通知がなされていないものがあった。 工事請負費で支出負担行為を作成していないものがあった。

機 関 名	唐津北高等学校
監査執行年月日	平成18年12月20日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	白石高等学校
監査執行年月日	平成18年10月19日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 単価契約締結時に委任出納員への協議が漏れていたものがあった。

機 関 名	太良高等学校
監査執行年月日	平成18年11月30日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	唐津南高等学校
監査執行年月日	平成19年 1月18日
監査執行者	監査委員 中村 孝 吉田 欣也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 授業料の調定で遅延しているものがあった。 未利用財産の活用について検討を要するものがあった。

機 関 名	伊万里農林高等学校
監査執行年月日	平成18年12月11日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾 隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 領収証書の発行で記載金額を誤っているものがあった。 電気料で支出年度区分を誤っているものがあった。

機 関 名	高志館高等学校
監査執行年月日	平成19年 1月12日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 生産物の販売で価格を誤って販売しているものがあった。 契約書に契約者(学校長)の押印がないものがあった。 物品の不用及び処分の手続きを取っていないものがあった。 工事で設置した工作物を財産管理していないものがあった。

機 関 名	佐賀農業高等学校
監査執行年月日	平成18年12月 8日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾 隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 生産物の販売で価格を誤って販売しているものがあった。 生産物の販売委託契約書を作成していないものがあった。

機 関 名	佐賀工業高等学校
監査執行年月日	平成18年12月20日
監査執行者	監査委員 中村 孝 吉田 欣也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 単価契約締結において契約締結何が作成されていないものがあった。 契約事務で支出負担行為を作成していないものがあった。

機 関 名	唐津工業高等学校
監査執行年月日	平成18年12月 1日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾 隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 学校建設費で執行すべきものを全日制高等学校費で執行しているものがあった。

機 関 名	鳥栖工業高等学校
監査執行年月日	平成18年12月18日
監査執行者	監査委員 中村 孝 吉田 欣也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 教育実習費を県費収入にしていないものがあった。 水道の溢水により損失を生じたものがあった。

機 関 名	有田工業高等学校
監査執行年月日	平成18年12月18日
監査執行者	監査委員 松尾 隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 通勤手当の認定で適正でないものがあった。

機 関 名	塩田工業高等学校
監査執行年月日	平成18年10月30日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>委託業務で事業報告書及び収支決算書の提出及び額の確定がなされていないものがあった。</p> <p>委託業務で検査結果の通知がなされていないものがあった。</p>

機 関 名	佐賀商業高等学校
監査執行年月日	平成19年 1月15日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>委託契約の支出負担行為で委任出納員への協議が漏れていたものがあった。</p>

機 関 名	唐津商業高等学校
監査執行年月日	平成18年12月 5日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。</p> <p>教育実習費を県費収入にしていないものがあった。</p> <p>扶養手当の認定で適正でないものがあった。</p>

機 関 名	鳥栖商業高等学校
監査執行年月日	平成18年12月18日
監査執行者	監査委員 中村 孝 吉田 欣也
監査の結果	<p>財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。</p>

機 関 名	伊万里商業高等学校
監査執行年月日	平成18年12月4日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 電気料で支出年度区分を誤っているものがあった。

機 関 名	杵島商業高等学校
監査執行年月日	平成18年12月15日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 授業料の減免で適正でないものがあった。 入札書の頭書に¥の記号が記入されていないものがあった。 委託業務で検査結果の通知がなされていないものがあった。

機 関 名	嬉野高等学校
監査執行年月日	平成19年1月11日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 委託事業で、任意団体が不適正な経理処理により備品を購入しているにも関わらず、適正なものとして額の確定等の処理を行っているものがあった。 備品札を貼付していないものがあった。

機 関 名	鹿島実業高等学校
監査執行年月日	平成19年1月11日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 電気料で支出年度区分を誤っているものがあった。

機 関 名	牛津高等学校
監査執行年月日	平成18年10月30日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	多久高等学校
監査執行年月日	平成18年12月14日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	神埼清明高等学校
監査執行年月日	平成19年 1月15日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	盲学校
監査執行年月日	平成18年12月19日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 理療科治療代の単価決定の手続きがないものがあった。

機 関 名	ろう学校
監査執行年月日	平成19年 1月17日
監査執行者	監査委員 中村 孝 吉田 欣也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	金立養護学校
監査執行年月日	平成18年12月18日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾 隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 入札書に入札代理人の印がないものがあった。

機 関 名	大和養護学校
監査執行年月日	平成19年 1月17日
監査執行者	監査委員 松尾 隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 一部下請負申請書が提出されていないものがあった。 物品の現品が確認できないものがあった。

機 関 名	中原養護学校
監査執行年月日	平成18年12月12日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾 隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 一部下請負申請書に記載された業者と、実際に下請負工事を施工した業者が異なっているものがあった。

機 関 名	伊万里養護学校
監査執行年月日	平成19年 1月18日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	北部養護学校
監査執行年月日	平成18年12月14日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

公安委員会所管の警察署

機 関 名	佐賀警察署
監査執行年月日	平成18年11月20日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 美術工芸品が備品出納・管理簿に記載されていないものがあった。

機 関 名	諸富警察署
監査執行年月日	平成19年 1月23日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	神埼警察署
監査執行年月日	平成18年11月17日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 入札委任状に委任者の押印がないものがあった。

機 関 名	鳥栖警察署
監査執行年月日	平成19年 1月23日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 勤務の割振りで適正でないものがあった。

機 関 名	小城警察署
監査執行年月日	平成18年11月10日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 浄化槽の保守点検回数が見積書(6回)と契約書(12回)で異なるものがあった。

機 関 名	唐津警察署
監査執行年月日	平成18年12月12日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 未利用財産(宿舍)の活用で検討を要するものがあった。

機 関 名	伊万里警察署
監査執行年月日	平成19年 1月25日
監査執行者	監査委員 松尾隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 入札書の金額の頭書に¥の記号が記入されていないものがあった。

機 関 名	武雄警察署
監査執行年月日	平成19年 1月25日
監査執行者	監査委員 中村 孝
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 委託業務作成物品が備品出納・管理簿に記載されていないものがあった。

機 関 名	白石警察署
監査執行年月日	平成19年 1月25日
監査執行者	監査委員 中村 孝 吉田 欣也
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められた。

機 関 名	鹿島警察署
監査執行年月日	平成18年12月15日
監査執行者(書面)	監査委員 中村 孝 松尾 隼雄
監査の結果	財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正と認められたものの、一部に是正又は改善を要するものが見受けられた。 各種認定簿の整理で適正でないものがあった。 勤務の割振りで適正でないものがあった。

用語の解説

用語	説明
定期監査	<p>地方自治法第 199 条</p> <p>監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。</p> <p>監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を定めて第 1 項の規定による監査をしなければならない。</p> <p>監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。</p>
契約保証	<p>普通地方公共団体が締結する契約の相手方の契約上の義務の履行を確保するために徴する担保であって、もしその者が契約上の義務を履行しない場合に、その損害賠償の補てんを容易にするために契約の相手方から納付させる保証金をいう。</p> <p>契約保証の方法としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> 契約保証金の納付 契約保証金に代わる有価証券等の提供 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、金融機関又は保証事業会社の保証 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
債務負担行為	<p>債務負担行為とは、普通地方公共団体が将来にわたる債務を負担する行為をいい、一般的には次年度以降において経費の支出を伴うものがほとんどである。</p> <p>債務負担行為は、事項、期間及び限度額を定めて議会の議決を経ることとなっている。</p> <p>債務負担行為の事例</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事の請負契約を翌年度以降に渡って締結する場合 委託業務契約を翌年度以降に渡って締結する場合 貸付金の借り入れに対し、翌年度以降に渡って利子補給を行う場合 特定の者が金融機関から融資を受ける場合に、返済が不能となった時に、融資を受けた者に代わって金融機関にその損失を保証する場合
戻出命令	<p>歳入の収入に当たり、誤納又は過納となった金額を当該収入した歳入から払い戻すことをいう。</p>

<p>支出負担行為</p>	<p>地方自治法第 232 条の 3 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これを行わなければならない。</p> <p>支出負担行為は、予算に基づいてなされる支出の原因となる契約その他の行為である。すなわち普通地方公共団体が、支払いの義務を負う予算の執行の第 1 段階の行為をいうもので、次のような決定行為等が含まれる。 工事、製造等の請負契約又は物品の購入契約のような債務を負担する行為、 補助金の交付の決定のような行為 普通地方公共団体の不法行為に基づく損害賠償金の支出の決定行為 給与その他の給付の支出の決定行為</p>
<p>随意契約</p>	<p>地方自治法第 234 条 売買、賃借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。</p> <p>随意契約とは、競争によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選定して締結する契約方法をいい、次の要件に該当する場合に限られる。 売買、賃借、その他の請負契約で、その予定価格が規則で定める範囲を超えないものをするとき その性質又は目的が競争入札に適しない契約を締結するとき 社会福祉施設等からの物品の買入等をするとき 認定業者開発の新製品の買入をするとき 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき 競争入札に付すことが不利と認められるとき 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき 競争入札に対し入札者がいないとき、又は再度の入札に対し落札者がいないとき 落札者が契約を締結しないとき</p>

(注) 地方自治法関係条文を一部抜粋